

入室申請時チェックシート

第1希望の児童クラブ名

児童クラブ

児童氏名・学年

(令和8年4月時点: 年生)

1 以下の項目を確認いただき、該当する□にチェックをお願いします。

※ なお、申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

設問		回答欄	
1	父母の状況について、該当する□にチェックを入れてください。 また、「別居」「いない」に該当する方は、カッコ内の該当事由に○をつけてください。	父	☐ 同居 ☐ 別居(離婚調停中・単身赴任) ☐ いない(離婚・未婚・死別)
		母	☐ 同居 ☐ 別居(離婚調停中・単身赴任) ☐ いない(離婚・未婚・死別)
2	《小学校区に2つ以上の児童クラブがあり、2人以上の兄弟姉妹で児童クラブに申込みした方のみ回答してください。》 兄弟姉妹の入室希望について、該当する□にチェックを入れてください。	① ☐ 兄弟姉妹で同じ児童クラブへの入室のみを希望する。 (低学年優先で入室審査を行うため、上のお子様が、保留(待機)になる可能性があります。また、兄弟で第1希望以外の児童クラブに入室となる可能性もあります。) ② ☐ 小学校内外問わず、兄弟姉妹で別の児童クラブに入室でもよい。 ③ ☐ 小学校内の児童クラブであれば、兄弟姉妹で別の児童クラブに入室でもよい。※児童館は希望しない。 (小学校内の児童クラブが定員に達している場合、低学年優先で入室審査を行うため、上のお子様が、保留(待機)となる場合があります。)	
3	《設問2で①を回答した方のみ回答してください。》 上のお子様が、下のお子様と別の児童クラブのみに入室できる場合、どのように入室を希望しますか。該当する□にチェックを入れてください。 ※1年生は小学校内の児童クラブのみ入室可。	① ☐ 下のお子様と同じ児童クラブのみ希望する。 (上のお子様は保留となります。) ② ☐ 下のお子様も上のお子様と同じ児童クラブへ入室を希望する。	
4	《設問3で②を回答した方で、下記小学校区の方のみ回答してください。》 (石原小、熊谷東小、蘆原小、大槻小、熊谷西小、成田星宮小、桜木小) 上のお子様が小学校外の児童クラブ(児童館)のみに入室できる場合、どのように入室を希望しますか。該当する□にチェックを入れてください。 ※1年生は小学校内の児童クラブのみ入室可。	① ☐ 小学校外(児童館)の児童クラブで、兄弟姉妹の入室を希望する。 (下のお子様も小学校外の(児童館)児童クラブを希望する。) ② ☐ 小学校内で、同じ児童クラブのみ入室を希望する。 (下のお子様を小学校内の児童クラブに入室とし、上のお子様は小学校内の児童クラブで保留(待機)を希望する。)*児童館は希望しない。	
5	《現在、育児休業中の方は回答してください》 下のお子様の保育所(園)の結果が保留となってしまう場合、該当する□にチェックを入れてください。	☐ 親族や認可外保育施設に預けて復職する。 ⇒利用可能となります。 ☐ 保育所(園)に入所できるまで待つ。 ⇒最長2か月間は児童クラブに在籍可能ですが、育児休業期間中は児童クラブを御利用できません。入室決定後、休室の届出をお願いします。また、保育所(園)の結果については児童クラブへ随時御報告ください。	

裏面あり

2 以下の項目を確認いただき、該当する□にチェックをお願いします。

確認事項		同意(確認)しました
1	児童クラブ入室申込書に、入室を希望する全ての児童クラブ名を記入しましたか。 ※ 記載が無い児童クラブは審査対象外となります。特に新年度(4月)の一次審査申込み時に、小学校外の児童クラブ(児童館等)の希望が無い方は、二次審査以降に希望されても入室できない可能性がございます。	☐
2	児童クラブ入室申込書の入室希望日は、お間違いないですか。 ※ 新年度入室の申込みは、4/1～3/31としてください。年度途中の申込みの際は、申請書提出日から入室審査に2週間程度のお時間をいただきます。	☐
3	【児童クラブ入室申込書の記入について】 住所は番地・部屋番号まできちんと記入しましたか。	☐
4	【児童クラブ入室申込書の記入について】 同居の方等のお名前は全員記入しましたか。	☐
5	【児童クラブ入室申込書の記入について】 申請児童以外の兄弟姉妹は全員記入しましたか。 (兄弟姉妹で入室していると兄弟の保育料が1/2になりますが、申込書に兄弟姉妹の記入が無いと、正しく保育料が算定できない場合があります。)	☐
6	【児童クラブ入室申込書の記入について】 住所変更の予定がある場合は、新住所を記載し、余白に引っ越し予定日及び現住所を記入しましたか。	☐
7	御自宅・就業先に対する電話や訪問等の方法により、お申込みいただいた内容を確認させていただく場合がございます。	☐
8	児童クラブの利用申込みに当たり、毎月の保育料については、必ず納入期限内に納付することを確約します。	☐
9	正当な理由なく児童クラブ保育料を滞納している場合、入室審査の際に優先順位が低くなります。至急、保育課または各行政センターにて納付してください(現在児童クラブを退室している兄弟姉妹の保育料も含まれます。)	☐
10	入室期間中は、児童クラブの利用が無くても、保育料が発生いたします。 ※ 児童クラブを1か月の全て(月の1日から月末まで)欠席する場合は、その月の児童クラブ保育料が免除になります。当月の10日までに、異動届及び減免申請書を、児童クラブまたは保育課に提出してください。	☐
11	入室決定後、傷害保険(スポーツ安全保険)に加入していただきます。保険加入に当たり、児童の氏名、性別、年齢等を保険会社に提供することに同意いたします。	☐
12	入室を辞退された場合でも、傷害保険(スポーツ安全保険)加入の手続きが済んでしまった場合は、保険料を徴収させていただきます。(返金はできません。)	☐
13	申請書類等の内容に変更があった場合(住所変更、氏名変更、家族の増減、勤務先・勤務時間の変更等)は、必ず入室している児童クラブへ御連絡ください。	☐
14	児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者の方が事前に児童クラブへ連絡してください。	☐
15	下のお子様のならし保育で保護者が自宅にいる場合は、児童クラブは御利用いただけません。	☐
16	施設や施設内の備品を破損した場合は、弁償していただくことがあります。	☐
17	児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したり、支援員の指示に従えない場合は退室していただくことがあります。	☐
18	育児休業期間中は児童クラブを御利用いただけません。	☐

裏面あり